

定 款

社 会 福 祉 法 人 善 憐 会

	昭和34年	1月31日	厚生省認可
改正	昭和55年	5月22日	一部変更認可
改正	昭和61年	8月23日	一部変更認可
改正	平成3年	12月16日	一部変更認可
改正	平成6年	7月20日	一部変更認可
改正	平成12年	10月17日	一部変更認可
改正	平成13年	6月20日	一部変更認可
改正	平成14年	3月26日	一部変更認可
改正	平成15年	3月12日	一部変更認可
改正	平成17年	5月10日	一部変更認可
改正	平成18年	4月1日	一部変更認可
改正	平成18年	6月1日	一部変更認可
改正	平成19年	4月1日	一部変更認可
改正	平成20年	2月1日	一部変更認可
改正	平成20年	4月1日	一部変更認可
改正	平成21年	4月1日	一部変更認可
改正	平成21年	6月1日	一部変更認可
改正	平成23年	2月1日	一部変更認可
改正	平成24年	6月1日	一部変更認可
改正	平成25年	4月1日	一部変更認可
改正	平成25年	10月1日	一部変更認可
改正	平成26年	6月1日	一部変更認可
改正	平成27年	4月1日	一部変更認可
改正	平成29年	1月18日	一部変更認可
改正	令和元年	7月31日	一部変更認可
改正	令和2年	8月3日	一部変更認可

目 次

第一章	総 則	(1条 ~ 4条)
第二章	収益を目的とする事業	(5条 ~ 6条)
第三章	評 議 員	(7条 ~ 10条)
第四章	評 議 員 会	(11条 ~ 16条)
第五章	役 員 及 び 職 員	(17条 ~ 24条)
第六章	会 長	(25条)
第七章	理 事 会	(26条 ~ 30条)

第八章	資 産 及 び 会 計	(3 1 条 ~ 3 8 条)
第九章	解 散	(3 9 条 ~ 4 0 条)
第十章	定 款 の 変 更	(4 1 条)
第十一章	公 告 の 方 法 そ の 他	(4 2 条 ~ 4 3 条)
附 則		

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第一種社会福祉事業

- (1) 救護施設厚生園の設置経営
- (2) 特別養護老人ホーム伏姫の郷の設置経営
- (3) 特別養護老人ホーム夕風の郷の設置経営

第二種社会福祉事業

- (1) 地域福祉サービス利用援助事業
- (2) 老人短期入所事業（伏姫の郷）
- (3) 老人デイサービス事業（伏姫の郷）
- (4) 老人介護支援センター伏姫の郷の設置経営
- (5) 老人居宅介護等事業（伏姫の郷）
- (6) 小規模多機能型居宅介護事業（木もれ陽の郷）
- (7) 老人短期入所事業（夕風の郷）

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人善憐会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を千葉県香取市八本555番地の27に置く。

第2章 収益を目的とする事業

(種別)

第5条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 自然食工房・天然味噌工房「風の郷」の設置経営

(2) 地域交流活動拠点施設 茶房「風の郷」の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第6条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

2 前項の事業から生じた収益は、施設利用者の社会的自立事業に限定し、この法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し特別の会計として経理するものとする。

第3章 評 議 員

(評議員の定数)

第7条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第8条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局2名、外部委員1名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の議決は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第7条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、各年度の総額が350,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第4章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月、3月に2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者

の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び職員

（役員の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
 - 4 理事長以外の理事のうち、3名を業務執行理事とし、常務理事は業務執行理事を兼ねるものとする。

（役員を選任）

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事並びに業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、随時、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等して支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長の他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 6 章 会 長

(会長)

第25条 この法人に、会長を置くことができる。

2 会長は無報酬とする。

3 会長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

4 会長は、この法人の経営に関して助言を述べることができる。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 千葉県香取市八本字平台555番地27所在の鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建

厚生園管理・居室棟 1棟(2,541.80平方メートル)

(2) 千葉県香取市八本字平台555番地27所在の木造スレート葺平屋建

善隣会管理・地域交流活動拠点施設 風の郷 1棟(39.74平方メートル)

(3) 千葉県香取市八本字平台555番地27所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

善隣会 物置・便所 1棟(19.29平方メートル)

(4) 千葉県香取市八本字平台555番地27所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

厚生園 倉庫 1棟(22.05平方メートル)

(5) 千葉県香取市八本字平台555番地27所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

厚生園 倉庫 1棟(22.05平方メートル)

(6) 千葉県香取市八本字平台555番地27

厚生園 敷地 1筆(8,838.35平方メートル)

- (7) 千葉県南房総市平久里下字宮崎 1 1 2 9 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
伏姫の郷管理・1 棟 (1 階 1, 0 4 0. 9 0 平方メートル)
(2 階 9 2 8. 4 2 平方メートル)
(3 階 8 5 2. 4 4 平方メートル)
- (8) 千葉県香取市八本字平台 5 5 5 番地 2 3
厚生園 駐車場 1 筆 (1, 0 7 9. 0 0 平方メートル)
- (9) 千葉県香取市八本字平台 5 5 5 番地 2 4
厚生園 駐車場 1 筆 (6 9 5. 3 8 平方メートル)
- (10) 千葉県香取市八本字平台 5 5 5 番地 2 5
厚生園 駐車場 1 筆 (1, 0 6 0. 0 0 平方メートル)
- (11) 千葉県香取市本郷字川上 2 3 9 番地 1 所在の木造かわらぶき平屋建
善隣会管理・地域交流活動拠点施設 風の郷 1 棟
(1 6 5. 6 2 平方メートル)
- (12) 千葉県香取市本郷字川上 2 3 9 番地 1
善隣会 地域交流活動拠点施設 風の郷 敷地 1 筆
(9 9 2. 0 1 平方メートル)
- (13) 千葉県千葉市中央区花輪町 1 0 0 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建
木もれ陽の郷管理・1 棟 (1 階 6 2 9. 4 0 平方メートル)
(2 階 2 9 9. 8 7 平方メートル)
- (14) 千葉千葉市中央区花輪町 1 0 0 番地 1
木もれ陽の郷 敷地 1 筆 (3, 8 1 3. 6 5 平方メートル)

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 2 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 3 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第 9 章 解 散

(解散)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第 41 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第 11 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、社会福祉法人善隣会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりである。

理事長	石 井 繁 藏
理 事	竹 内 康 吉
理 事	竹 内 郁 太 郎
理 事	関 本 雄 一
理 事	遠 藤 尊 睦
理 事	石 毛 仁 一
理 事	遠藤大右エ門
理 事	奈 良 利 秋

1. この定款は、変更認可の日昭和 55 年 5 月 22 日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日昭和 61 年 8 月 23 日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成 3 年 12 月 22 日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成 6 年 7 月 20 日から施行する。

1. この定款は、変更認可の日平成12年10月17日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成13年6月20日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成14年3月26日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成15年3月12日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成17年5月10日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成18年4月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成18年6月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成19年4月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成20年2月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成20年4月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成21年4月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成21年6月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成23年2月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成24年6月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成25年4月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成25年10月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成26年6月1日から施行する。
1. この定款は、変更認可の日平成27年4月1日から施行する。
1. この定款は、平成29年4月1日から施行する。
1. この定款は、平成31年4月1日から施行する。
1. この定款は、令和2年7月1日から施行する。